

第一百十二条中「給付」を「短期給付」に改める。

第一百十三条を次のように改める。

第一百十三条 削除

第一百十四条中「受給権者」を「短期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第一百十四条の二を削る。

第一百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付及び掛金」を「短期給付及び掛金等」に改め、同項を同条とする。

第一百十八条中「給付」を「短期給付」に改める。

第一百二十四条の二第一項中「（第四十一条第二項の規定を除く。）」及び「第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」を「それぞれ第九十九条第

二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

第一百二十四条の三中「別表第三」を「別表第一」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第三号」に、「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第一百二十六条の二第三項中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改める。
第一百二十六条の六中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第一百一十七条の二中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

附則第六条の二及び第六条の三を削る。

附則第十一条の三中「介護納付金並びに」を「並びに介護納付金」に、「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」を「退職者給付拠出金並びに介護納付金」に改め、「同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と」を削る。

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条の二から第十三条の十までを削る。

附則第十四条中「附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の」を削る。

附則第十四条の三第五項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第二十条及び第二十条の二を削り、附則第二十条の二の二を附則第二十条とする。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。) を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。) を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附則第二十条の三第四項の表第一百一条第二項の項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改め、同表第一百二十二条の項中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」

に改め、同表第百三十条の項中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第二十条の四を附則第二十条の三とし、附則第二十条の五を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の六中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同条を附則第二十条の五とする。

附則第二十条の七第一項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の二第三項」に改め、同条を附則第二十条の六とする。

附則第二十条の八第一項及び第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同条を附則第二十条の七とする。

附則第二十条の九第一項及び第四項から第七項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の八とする。

附則第二十条の十第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の九とする。

附則第二十条の十一中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十とする。

附則第二十条の十二中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十一とする。

附則第二十条の十三中「附則第二十条の三」を「附則第二十条の二」に改め、同条を附則第二十条の二とする。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第四十三条の二」に、「第五十三条—第五十五条の二」を「第四十四条—第

「第三節 長期給付

第一款 通則（第七十四条—第七十七条）

第二款 退職共済年金（第七十八条—第八十三条）

第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十四条—第九十八条）

第四款 遺族共済年金（第九十九条—第九十九条の九）

五十五条の四に、

第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例（第一百条—第一百四条）

第六款 離婚等をした場合における特例（第百五条—第百七条の六）

第七款 被扶養配偶者である期間についての特例（第百七条の七—第百七条の十

を「第二節 長期給付（第七十四条—第一百七条）」に、「第五章 福祉事業（第一百十二条・第一百十

）」

「第五章 福祉事業（第一百十二条・第一百十二条の二）

二条の二）」を

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用（第一百十二条の三—第一百十二条の九）」

に

改める。

第一条の二を削る。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項第六号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第三項中「第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改め、「該当する」の下に「程度の」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（組合の業務）

第三条の二 組合は、次に掲げる業務を行う。

一 短期給付の決定及び支払

二 長期給付の裁定及び支払

三 長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年

金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金の積立て

四 業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用

五 掛金の徴収及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収

六 前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務

2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

第五条第一項第七号中「給付」を「短期給付及び長期給付」に改め、同項第八号中「（第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削り、同条第二項中「及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」を削り、同条第五項中「地方職員共済組合等」を「警察共済組合」に改める。

第六条中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合、指定都市職員共済組合」に改める。

第九条第二項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共

「済組合等」という。」に改める。

第十九条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らし」を「漏らし、又は濫用し」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第二十四条中「組合」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」を「基礎年金拠出金」に改める。

第二十七条第一項中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「市町村職員共済組合及びすべての」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とす

る。

第二十七条第三項第三号中「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第二十八条第一項第七号中「の決定及び支払」を削る。

第三十条第三項中「理事」の下に「指定都市職員共済組合の指定都市の市長が任命した組合会の議員が選挙した理事、」を加える。

第三十八条第一項中「者について」の下に「第十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三 第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第三十八条の二第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「拠出し又は」を「拠出し、又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五 厚生年金保険法第八十四条の四第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金（以下「厚生年金交付金」という。）を受け入れること。

六 基礎年金拠出金を納付すること。

第三十八条の三第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整に関する事項

八 第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

第三十八条の三第一項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 長期給付積立金に関する事項

十 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一 基礎年金拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第七号及び第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第三十八条の八第一項中「長期給付（）」を「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都
市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の長期給付（）に、「及び」を
「を含む。」並びに厚生年金拠出金の納付及び」に改め、「を含む。」を削り、同条第二項中「（市町
村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）」を削る。

第三十八条の九第一項中「者について」の下に「第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の
役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加え
る。

第四十条第二項中「厚生年金保険の被保険者」の下に「（組合員、国の組合の組合員及び私学共済制度
の加入者たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」を加える。

第四十三条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」
に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組

合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第一百九条、第一百四十四条の二十五、第一百四十四条の二十五の二及び第一百四十四条の三十において同じ。」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

第四章第二節の節名及び同節第一款の款名を削り、第四十三条の次に次の一条並びに節名及び款名を加える。

（給付金からの控除）

第四十三条の二 組合員が第一百十五条第三項の規定により第一百十四条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、当該組合がその者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が第一百十五条第三項の規定により当該組合に対し払い込まなかつた金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、組合がその者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が当該組合に対しても支払うべき金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除する。

3 前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合が」とあるのは「組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第二節 短期給付

第一款 通則

第四十四条を次のように改める。

（標準報酬）

第四十四条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額